

平成28年度 鹿児島地方最低賃金審議会

第2回鹿児島地方最低賃金専門部会 議事録

開催日時	平成28年8月4日（水）午前10時00分～12時20分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（3名）	石塚孔信 田畑恒春 新納幸辰（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	大島幹敏 新内親典 階元 仁（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩重昌勝 内 道雄 吉田健朗（敬称略）
	事務局（4名）	吉野労働基準部長 西田賃金室長 平松賃金室長補佐 里給付調査官
議題	1 平成28年度鹿児島県最低賃金について 2 その他	
配付資料	1 平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）	

○石塚部会長

それでは、皆さん、おはようございます。お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、ただいまから平成28年度第2回目の鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、本日の部会の成立につきまして、事務局から報告をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○西田賃金室長

本日は、公益側委員3名、労働者側委員2名、使用者側委員3名の8名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

なお、階元委員におかれましては、現在連絡をとっておりますので、よろしくをお願いします。

○石塚部会長

わかりました。どうもありがとうございます。

それでは、本会は成立しているとのことですので、早速審議に入りたいと思います。

そこで改正審議に入る前に、前回の第1回専門部会の中で、最低賃金法第25条の公示に基づく意見書の取り扱いについて審議を行った結果、本日の第2回専門部会の中で、意見書の提出者から県最賃改定に関する意見聴取を行うことが決定しておりますので、ただいまから意見聴取を行いたいと思います。

それでは、事務局は意見陳述者を入室させてください。

(陳述者入室)

(階元委員が入室)

○石塚部会長

それでは、ただいまから最賃法25条に基づきまして、関係労働者の意見聴取を行いたいと思います。

本日は、鹿児島県医療労働組合連合会の副執行委員長であります平良行雄氏に来ておりますので、労働者側の意見聴取を行います。それではよろしく願いいたします。

○平良鹿児島県医療労働組合連合会副執行委員長

貴重な時間をどうもありがとうございます。本日は原稿を読ませていただく形で陳述させていただきます。よろしくお願いいたします。

今年度の鹿児島地方最低賃金改定についての意見陳述

鹿児島県医労連副執行委員長 平良行雄

鹿児島県最低賃金審議会委員の皆様には、今年度の最低賃金についてのご審議にご尽力いただいていることに心から敬意を表します。また、本日は貴重な専門部会におきまして、私どもの意見陳述の時間をとっていただきましたことは、まことにありがたく思っており、深く感謝を申し上げたいと思います。

さて、中央最低賃金目安小委員会は、去る7月27日に「労使の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった」として、全国加重平均を時給24円引き上げ、822円

とする公益委員見解を示し、目安小委員会の報告として確認しました。

全国加重平均24円は、昨年実績の18円を6円上回り、目安が時給で示されるようになった2002年度以降で最も高い引き上げ額であることは、一定評価できるものです。

しかしながら、今回の公益委員見解は、ニッポン一億総活躍プランなど、安倍政権の意向に配慮したものの、年3%程度の引き上げを続けても、全国加重平均1,000円への到達は7年後の2023年となります。これではあまりにも遅々とした引き上げであり、経済的な波及効果も限定的にとどまることは明らかです。

また、今回の目安額におきましても、Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円と、地域間格差がさらに拡大する報告となったことも重大な問題と考えます。仮に目安どおりに改定されたとなると、最高額932円、最低額714円となり、地域間格差は218円も広がることとなります。

ちなみに、鹿児島県の場合は、217円の格差になります。これでは、本県の若者がこの地にとどまらず、他県への流出が続くことは避けられません。

私たちの上部組織である全国労働組合総連合では、これまで全国各地で「最低賃金生計費試算調査」を実施し、その結果をもとに、政府や中央審議会に対する要請を行っておりますが、調査結果からは、全国どこでも月額22から24万円、時給に直しますと1,500円程度が必要となっており、大きな地域間の格差は存在していません。

このことから、ランク分けという現行制度の矛盾が改めて明らかになったといわざるを得ません。このような状況が続く限り、地域経済の浮揚は望めないばかりか、ますます疲弊してしまうという負のスパイラルから脱却することはできません。

私たちは、政府に対して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むよう強く要望することもあわせて、今すぐ全国一律最賃1,000円以上の実現を求めて取り組んでいく所存です。

さて、今回は、私が働く医療現場の状況も触れさせていただきたいと思います。私たち鹿児島県医療労働組合連合会は、県内の医療機関や介護施設などで働く労働者約1,800名を組織する労働組合です。

医療現場では、看護師はじめ、国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いるにもかかわらず、非常に低い賃金水準に抑えられています。厚生労働省の2015年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均に比べて、月額で8,928円も低い実態にあり、介護職の所定内賃金平均は8万9,920円も低くなっていま

す。

医療・介護労働者の苛酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師、介護職員の不足に拍車をかけています。

加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、最低賃金の地域間格差と見事にリンクしています。

このことによって、県内で看護師免許等を取得した約半数の新人看護師が、県外に流出している現状はマスコミでも取り上げられ、大きな社会問題となっています。この背景には、鹿児島県も含む地方で働く労働者の低賃金構造があることは周知の事実です。このような若者の県外流出を少しでも改善の方向に導くことは、地域経済の継続性に不可欠な要素であることは、言うまでもありません。

現在、医療・福祉産業に従事する労働者は全国で750万人とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割、在宅介護に至っては9割が非正規雇用労働者です。

最近では、医師と看護師以外は派遣労働者か有期雇用労働者という大病院もあらわれてきています。政府の社会保障費抑制政策のもとで、診療報酬、介護報酬が下げられており、低賃金の非正規雇用労働者で現場を支えなければならない結果です。

また、医療は国家資格を持った医師、看護師、医療技術職ばかりで構成されているものではなく、治療食としての病院給食に携わる調理員や清掃部門などに従事する労働者も含めて医療を支えています。しかし、その多くが非正規雇用の労働者となっており、外部委託も進んだ結果、賃金は地域最賃に張りついています。

高齢化が進む中、医療・介護・福祉への国民のニーズは高まり続けています。このような低賃金実態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底困難といわざるを得ません。人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の供給体制の改善にも直結します。ぜひとも地域間格差を是正していただき、大幅な最低賃金の引き上げを実現していただきますようよろしくお願いいたします。

話を労働者全般の話に戻しますと、今年度の最低賃金の審議に当たっては、若者を中心とする労働者の県外流出を食いとめるためにも、地域間格差の改善を最重点課題と位置づけていただくとともに、鹿児島県の地域経済を一刻も早く浮揚させていただくために、最賃1、

000円に早急に到達することを心からお願い申し上げまして、意見陳述とさせていただきます。

ご清聴どうもありがとうございました。

○石塚部会長

どうもありがとうございました。ただいまのご意見につきましては、労働者側の意見として今後の改正審議の参考にさせていただきたいと思います。

それでは退席をお願いしたいと思います。

○平良鹿児島県医療労働組合連合会副執行委員長

よろしく願いいたします。

(陳述者退席)

○石塚部会長

それでは、再開いたします。

審議の前に、資料が出ておりますので、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○平松室長補佐

私のほうから、本日お付けしてございます資料について説明させていただきます。

まず、資料1でございますが、毎月勤労統計調査の地方調査（規模5人以上）をもとに、常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に1時間当たりの賃金と、その前年同月比を取りまとめたものでございます。

中段の一般労働者と下段のパートタイム労働者の表には、最も下の部分に「男性※」、「女性※」という形で、それぞれ平成27年度の賃金構造基本統計調査の5人から9人の規模から、男女別に1時間当たりの賃金を算出してお示ししてございますので、ご参考をお願いいたします。

資料2と資料3は、前回の専門部会でご要望がございまして、データをあらかじめお示したものでございます。今年度の最低賃金基礎調査の結果表でございます。

先に資料3のほうからご説明をいたしますと、資料3のほうは、労働者の分布を690円から699円のように、10円のピッチで分析したものでございまして、委託業者から今ご覧いただいている総括表の形、完成品の形で8月1日に全国一律この形式で納品されたものでございます。

10円ピッチの総括表から、未満率、影響率を計算する場合には、例えば690円から699円の階層に分布いたします9,613人を、690円にも694円にも全て等し並みに10分の1ずつ均等に分布するものと推定いたしまして計算することになるという点と、また、この総括表は完成品の形で示されたものでございまして、例年お示ししているように、一般、パート労働者の別に分けて加工するということができなかったために、参考として資料3という形で添付させていただいております。

資料2は、今申し上げたような事情から、8月2日現在で私どもの手元に投入可能な形で届いている全てのデータを専用システムに取り込みまして、当局で1円ピッチの総括表を作成したものでございます。

先ほどの資料3と比較いたしまして、8月2日現在のデータまでお出しできたということで、使用したデータ数が多くなっております。また、1円の階層ごとに実際の分布を反映しているために、資料3と比べてより実態に近いものと考えられます。

資料2の1枚目は、全労働者の総括表、2枚目はパートを除く一般労働者のみの総括表、3枚目はパート労働者のみの総括表になります。そして、4枚目にお付けしてございます未満率、影響率の表は、1枚目のパート、一般を合わせた全労働者の総括表をもとに、引き上げ額1円ごとに影響率を計算して一覧にした表でございます。

簡単でございますが、以上で本日の資料説明を終わらせていただきます。

○石塚部会長

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

前回、影響率のデータをということでしたので、これを出していただきました。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○石塚部会長

それでは、ただいま資料の説明をしていただきましたが、このことも参考にしながら、今後の審議を進めてまいりたいと思います。

それでは、前回は、労側から具体的な資料に基づいて考え方を表明していただいて、金額まで提示していただきました。

一方、使用者側からは、今年度の最低賃金額の改正に当たりまして、基本的な考え方を表明していただきました。

それで、前回の労使の意見を簡単に要約しますと、まず、労側からは、今年度の審議に当たっても、最賃法に則って法の3原則、それから政府の方針を踏まえた審議をしてほしいということ。これは中賃の諮問を踏まえた上での調査審議をしていきたいということになります。

基本的な考え方の説明がなされた後に、詳細なデータに基づいて説明がありました。具体的には、四つの点が示されました。

一つは、生活保護との整合性ですね。中賃が定めた比較方式では、生活保護が鹿児島県の最低賃金を上回っているが、鹿児島市で計算した場合には、14円、最低賃金が生活保護を下回っているという事実があること。

それから、2番目の生計費につきましては、鹿児島市の単身世帯の生計費は11万700円となっているけれども、時間額で最賃のほうが59円低いということですね。県の単身世帯の標準生計費に足りないということがあること。

それから、マーケットバスケット方式で物の値段を調べた最低生計費は、鹿児島は14万2,000円であって、時間額で126円最賃のほうが低いことになっていると。これは生計費との比較です。

それから、消費者物価の地域差指数は、全国平均で97.2であると。東京を100とした場合、鹿児島市の消費者物価指数は92.7で、物価は安いけれども、最低賃金を比較した場合には、全国の比率で89、東京を100とした場合には、鹿児島はそれに対して76となって、最低賃金の格差のほう広がっているという事実があるということ。

それから3番目、地域における労働者の賃金については、第4表で見るとDランクが0.9%上昇しており、金額では、全体で16円引き上げられていて、Dランクは10円上昇しているということで、各ランク全て上昇しているという事実があること。

県が発表した賃上げ状況によると、前年より上げ幅は小さいけれども、上がっていると。

毎月勤労者統計調査で、去年の4月と今年の4月を比較した場合、規模5人以上の一般労働者は下がっているけれども、規模5人以上のパートと規模30人以上では、一般労働者もパートも上がっている状況にありますよということですね。

それから、2015年の賃金構造基本統計調査によると、県内の高卒の初任給は平均で14万4,600円で、2014年の14万3,500円と比べて、1,100円上がっているという事実があること。

そして、4番目ですね。地域における通常の事業の賃金支払い能力につきましては、日銀鹿児島支店の7月1日発表の経済金融概況によると、「熊本地震の影響により観光が大きく落ち込んでいるが、基調としては穏やかに回復しつつある」と書かれている。

それから、鹿児島経済研究所の業況調査を見ても、4-6月期はマイナス18で、1-3月期よりも悪化しているけれども、昨年同期のマイナス20に比べると、マイナスであるけれども、回復基調にあると思われる。

それから、昨年からの業況D Iの推移を見ると、来期7月から9月期の見通しは少しはよくなるのではないかとと思われる。

こういったデータを出していただいて、鹿児島県の景況や最低賃金の引き上げの根拠を述べていただきました。

その結果、生計費や生活保護との差、労働者の賃金実態などを踏まえて、具体的に27円程度の引き上げをお願いしたいという金額提示がありました。

これが労側の前回の主張です。

一方、使用者側からは、口頭で、次の点が指摘されました。

熊本・大分地震の影響に関する景況感については、データがちょっと曖昧なのではないか、ちょっと試算が甘いのではないかと考えられる。九州経済研究所、これは鹿児島経済研究所の名前が変わりましたのでこうなっていますが、これにつきましても、先ほどお話ししましたように、4-6月期から7-9月期は「悪い・減少」という見通しであること。観光業は九州では大きなシェアを占めているので、このあたりから出てくる影響はやはり大きく、今後注視すべきであること。

それから、これまで使用者側のほうも自公政権のアベノミクスを推進するに当たって、できるだけ協力するスタンスで来たけれども、今回については、やっぱり大企業と中小零細企業との景況感について乖離が大きい、そのあたりが全く無視されているのではないかということ。

今回の目安額を見たときに、まず金額を上げることありきで、あまりにも現状からかけ離れており、第4表との乖離が明らかに広がっている状況であるということですね。

それから、過去の事例として、2011年の大震災のときには、目安が、Aランク4円、B、C、Dが1円と目安額がかなり抑え込まれて、次年度までそれが続いたという経緯があるので、それとの関係で今回はどうかと考えられること。

それから、観光について打撃があること。そのほかについては少しずつ持ち直していると言われているけれども、これはやはりある程度ほかの部門にも影響があるのではないかと。観光業以外の製造業にしても、有効求人倍率は上がっているけれども、それは労働者不足とかで人が集まらないという要因が大きいのではないかと。いろいろ施策を立てても、予算消化できないという状況が、話としては出てきていること。予算をつけても、それが市場に回らないという状況になっていけば、資金の動きというのは出てこない。そういった中で今回の目安というのは、現状との乖離が甚だしいのではないかとということですね。

中賃のほうから「過去の事例に倣いながら、地方は地方で自主的な議論で数字を考えてほしい」という意見も出てきているので、鹿児島では地域性というか、その影響を考えた上での議論をさせていただきたいということですね。

それから、国の経済政策が我々に届いている実感がなく、とりわけ地方においては、なかなかそれが実感としてあらわれていないということですね。

それから、賃金を上げられるときには上げて、優秀な人材を確保したいというスタンスは変わらないけれども、逆に生産能力がないところ、あるいは手作業でやらなければいけないような事業所では、同じレベルで議論をやらなければいけない場合に、どうするかということですね。

そういった基本的なスタンスを口頭で述べられました。それらの上で、資料の提出及び金額提示は次回行いますということ。大体、そういったことが前回の議論の中身だったと思います。

それで、前回、使側は口頭での意見ということでしたので、本日は、まず、さらに使側のほうから意見を述べていただいて、金額提示までお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○石塚部会長

それではよろしく申し上げます。

○岩重委員

岩重です。おはようございます。

今、お手元に資料としてお配りさせていただきました。今、部会長よりご説明いただいた我々の主張についての裏づけになる資料として扱っていただければ幸いです。

その中で、特に申し上げたいのは、今の説明にも少し重複する部分もあるかとは存じますが、手書きで資料と書いている、頭から4枚目ですかね。ここから以降の資料について説明させていただきたいのですが、これからおめくりいただいて、下のノンブルが2と書いてある第144回中小企業景況調査と。本日は、今年の4月から6月期につきましてのを中心に述べさせていただきます。

まず1、業況判断D I、これについても全産業、2016年7 - 9月見通しに、全てマイナスが出ています。まさに顕著で、特に小規模などの場合は、数字が非常に大きい。また、製造業と非製造業についても、特に非製造業が2016年の今後以降の見通しは▲18.5と大きく数字を伸ばしているということで、これは大体我々の感じであるということ。

そして、2番目、今度は全産業における都道府県別の資料になりますが、下から2番目の鹿児島県におきましても、ほぼ全てマイナスのD Iが出されております。こういったことで、この2016年の1月から3月期も▲20.5、そして、また4月 - 6月も▲21.2ということで、鹿児島地方における我々の景況感というものは、これが如実にあらわしているのではないかと思います。

また、今度は一番下の参考値。日銀短観による企業の業況判断及び収益につきましても、ここの中で大企業、中堅企業、中小企業とあるわけですが、私ども鹿児島県下におきましては、離島も含めてほぼ中小企業、零細企業で構成されておりますのは、前回の会議でもございました。

その中で、一番右側の平成28年3月におきまして、最近はマイナス4と、非製造業が4という格好に出てきておりますが、今後以降の先行きの見通しにつきましては、製造業マイナス6、非製造業マイナス3という格好になっておりまして、非常に厳しい状況が見てとれると感じております。

それぞれのグラフ等々でまとめておりますが、前回、私どもが特に熊本、大分の状況を鑑

みながら、最賃のあり方というもの、目安といったものに対し、意見を述べさせていただいたわけですが、それについて、労側から、「国のほうもそういったことを前提に熊本の地にいち早く入っていろいろな調査をした結果、これならいけると。復興の見通しも非常に立てやすいということで、21円の目安が打ち出されているはずだ」というようなご意見をいただきました。

それにつきましても、今現在、熊本の調査をいろいろとしましたら、これは資料には直接出しておりませんから、口頭でご報告させていただきますけれども、熊本地震から3カ月がたつて、市内中心部は8割ぐらいまで戻っているところでありますけれども、工場などまだ再開できていないところも多いと。特に、幹線道路が寸断された阿蘇地区などの観光業などは悲惨な状況であるということ。未曾有の災害なのに、上げられないにもかかわらず、逆にいえば、さきの全国のGDP600兆円を目標にただけで、被災地も同じように賃上げをしていかなきゃいけないのかというようなこと。

また、あわせて、私どもも使用者側は経営者協会、そして商工会、中小企業団体中央会、それぞれの代表者として出席させていただいておりますけれども、やはり経営者協会さんを構成する企業というのは、ある程度、地域でそれなりの資金力もあり、信用等々、業績等に恵まれた企業が多いところとなります。しかし、商工会を構成する企業はほとんど中小零細企業なので、この全部を一括していろいろな議論というのは非常に進めづらい。やはり、経営環境の厳しいところにも目を向けるべきだろうと考えます。

そうしたときに、熊本においては、特に商工会連合会の会員規模が大きいのが、熊本市内からしたら地方が多いんですね。そういったところで、南阿蘇の会員が商工会連合会で大体300社ありますが、そのうちの100社が廃業になるという話があります。当然、そこでは従業員が雇用されているわけです。

そうした中、「いろいろな補助金を使って積極的に経営していけば」と言いながら、25%は自己資金で賄わなければならない。そうした中で、借金をしてまで労働者の賃金を上げるべきなのだろうか。しかし、世間の流れとか、災害の中で労働者も痛みを感じているわけですから、引き上げに関しては何らかの協力はやぶさかではないけれども、物価上昇率、また、4表等々見て考えていくべきではないかと、熊本のほうも言っています。

そういったことを判断した上で、いや、それでも目安21円に上げるんだとは到底思えないと私は感じます。

そういったことを踏まえて、私どもはやはりこの地方の最賃の審議会での基本原則である

第4表の0.9%の上げ幅等を勘案して、今回私どもは譲って、第4表に基づき、プラス6円、700円で提示させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○石塚部会長

どうもありがとうございました。

ただいまの使側のご説明ですが、前回総括的なご意見を出していただいたのですけれども、それを踏まえて、本日は資料を出していただきました。

最初の3ページのところに、その考え方がもう少し具体的な形で書かれています。

今、ご説明があったのは、データのほうで、中小企業の景況判断を見て、それから日銀短観の資料を見ても、とりわけ鹿児島県では中小企業、中小零細企業が多いということで、その景況感は極めて悪いということ。

それから、熊本の地震との関係でいうと、熊本では、8割ぐらいしかまだ復旧していないと。特に、幹線道路が寸断されていることが企業の操業については非常にネックになっていること。

それから、地方の企業でも比較的大きいところ、それから中小零細のところがある中で、中小零細のところに目を向けて議論していかなければいけないだろうと。熊本の現状を見ると、商工会連合会の南阿蘇地区では100社が廃業しなきゃいけないような状況になっていること。

それで、補助金が出るにしてもやはり自己資金が必要になるわけで、そういった中、この目安の賃上げをやっていくことはなかなか難しいのではないかと。

これは熊本、隣県の状況ですけれども、そういった事例を挙げながら、やはり使側としては、現状に合わせて第4表をベースにして、プラス6円、今694円ですから700円と。プラス6円をお願いしたいという金額提示まで出していただきました。

労側、使側、これで金額提示まで出していただいたわけですけれども、前回の労側の意見、それから今の使側のご意見につきまして、さらに労側、使側からご意見、あるいはもう少し付け加えて言っておきたいことがございましたら出してください。

○大島委員

ちょっとお聞きしたいのですが、この資料の1の2ページの先ほどあった景況判断D Iで

すが、読み方がよくわからないんです。2番の景況判断D I 都道府県別全産業、鹿児島はこれ前期比でマイナス0.7と見ていいんですかね。

○石塚部会長

資料のほうの2ページですか。

○大島委員

はい。

○石塚部会長

業況の都道府県として。

○大島委員

鹿児島県、マイナス0.7ですね。

○石塚部会長

そうですね。

○大島委員

先ほどおっしゃっていただいたように、確かに熊本は地震があったので、今後大変だろうなということでマイナス12.1になっているというのはわかりますし、それ以外の地域では随分ひどい数字も出てるような気はするのですが、逆に言うと、鹿児島でマイナス0.7ということは、そんなに先行き不安じゃないというか、D Iとしては、ほかの県よりも小さいし、全国平均よりも小さいと見ていいのですよね。

○岩重委員

これはそうですね。

○大島委員

そうですね。ちょっとそういう読み方をしないと。

先ほど言った熊本の部分というのは、熊本は確かに南阿蘇等、随分大変な状況だということとはわかっております。ただ、鹿児島においては、既に7月4日から新幹線も復旧して、従来どおり走っているし、空港等々も全く被害がなかった状況ですから、そういった意味合いでは、熊本ほどはひどくはないのだろうなと思っておりますし、前回おっしゃっていました福島、東北との比較においては、あそこは福島という、また全然別の要因においてひどさが加速化したという部分があると思うのですね。もし比較するとしたら、阪神との比較でどうだったんだろうとしたときに、やはり阪神という部分においても、その半年後、あるいは1年後には、復旧、復興のために随分と景況も上がっていったということもありますから、そういった意味では、鹿児島において、熊本震災をおっしゃるほどそこまで不安視する必要があるのだろうかと、まず1点感じております。

そういった意味合いでは、少子化が進んでいく中において、労働力がどんどん減っていておりますよね。なおかつ、有効求人倍率も1を超えるような状況、特に、パートタイマーの方々の求人が増えておる状況においては、やはり人手不足感というのは逼迫しておるんだろうなと。そのような状況の中で、最低賃金云々という前に、需給問題として初任賃金というか、一番下の賃金を上げないことには採用できないという状況にもつながっているのではないかなと思っております。

そういった意味合いの中で、最低賃金よりも、実を言うと、今採用する賃金のほうが高いということがあったらどうなのだろうなという状況の中、あるいは、今後、鹿児島県内で労働力をいかに確保するかという意味合いから、その賃金をいかに保っていくかにおいては、最低賃金を引き上げていく必要が大きな意味合いとしてはあるのではないかと感じております。

もう1点、物価の問題であります。消費者物価という部分で、前回、第2回の7月29日に開催したときにいただいております資料でいきますと、消費者物価の前年推移は6のところで、Dランクで27年1.0上がっておりますよという状況。県別で見ていきますと、消費者物価指数等の推移、消費者物価対前年上昇率の推移の中で、鹿児島県は27年1.4上がっております。これは大企業であろうと、中小企業であろうと、零細企業だろうと、物価は全て等しく上がっているという状況だと思っておりますが、少なくともこの物価上昇分をどう考えるかということはあると思っております。

もう1点、物価の件で言いますと、僕は単身でずっと生活しているものですから、自分で物を買ったりしてよくわかるのですが、物価上昇というのは確かに価格としてこれだけ上が

っているというのはわかるのですね。でも、例えば、近ごろセブンイレブンに行くと、お弁当の量がえらく減っているのですよね。あるいは、パンが以前の7割ぐらいの大きさになっちゃって、値段は変わってないと。そうしたら、以前が1個で足りたものが、2個買わないと足りなくなってきたりしたら、実際的なこの物価上昇以上に、生活実感としては物価が上がっている。前回もどこかで鹿児島県内の議員の方とお話ししていたときに、そういったら近ごろ、セブンイレブンのコーヒーの量が減って一口飲んだらなくなってしまったという状況で、目に見えないところで物価は上がっていていると思うのです。そうしたら、以前と同じような生活をしていこうとしたときに、この目に見える価格的な上昇だけではなしに、量的なもの、少なくなってきたことに対して、以前と同じようにおなかを満たしていったら、その分、上がっているということを切実に感じているわけでありまして、そういうところも斟酌していくと、やはり目安委員会が示している分、あるいはそれ以上に上げていかないと、おそらく昨年と同じ生活はできなくなってくると感じております。数字的な部分の分析は、確かにおっしゃるとおりだと思っているのですけれども、もう1点、生活していくためにどうなんだと。多くの一般的な労働者の方々に、正社員よりも最低賃金に近いところの方々はどのような生活ができるのだろうかというときに、この数字だけではなく、もっと裏に、量が減ってしまって、以前1個でよかったのに2個になるといったら、1.4が2.8とか3に上がったのとほぼ一緒のことになりますよねということだと思っておりますので、その辺をぜひ斟酌していただきながら論議していかないと、お互いの歩み寄りにはできないのではないかと感じております。目に見えるところだけではなしに、その裏側にある事情もぜひ勘案していただければと思っております。

○石塚部会長

労側からは、とりわけ最後の物価水準の上昇は、数字にあらわれない部分も考慮すべきであると、それから、有効求人倍率が1を超えている状況の中で、やはり若い人たちが地域で就職できる、働くということを考えた場合に、もう少し最低賃金を上げていかなければいけない状況があるのではないかと等々のご意見がありました。それに対しましては何かありますか。

○岩重委員

岩重です。先ほど中小企業景況調査の業況判断D Iについてご指摘いただきました。それ

で、今、前期差0.7マイナスということで、これはほかの九州沖縄各県より見通し的には悪くなっていないのではないかとご指摘でした。

その前に、分母たる1 - 3月が20.5、4 - 6月が21.2ということで、この両方を比較しますと、ほかの県よりも著しく業況が悪いと。ですから、若干▲0.7にとどまったといっても、もともとの分母が大きいので、これはやっぱり気分的に、景況の見通しが明るくなったというご判断には遠いのではないかと感じます。

それと今、大島委員によいことをおっしゃっていただいたと思ったのは、当然100円で買えるもののボリュームが小さくなっている。私も実感します。しかし、これは私どもの立場から申し上げれば、一種の企業防衛です。やはり賃金等が企業体力とか、状況等からしたら、それに合わせて改善していった状況で、プライスは上げられない、しかし経費はどこかでつままなきゃいけない。そうしたら、おのずから作るものの原材料費を仕入れからだんだん減らしたりとかいったことで、お客様にできるだけ近い物を提供する。

しかし、結果的には、消費者が購入する段階で理解できるようなギャップが発生しているのは現実で、今後また600兆円の稼ぎを全国民に云々ということを念頭に置いて、3%、3%とかいう格好になっていって、あえて言えば、同じ100円で買えるのが年々小さくなっていくであろうということも感じざるを得ないと僕は判断しています。

私どもの見解はそういうところです。

○大島委員

1点だけいいですか。

○石塚部会長

どうぞ。

○大島委員

賃金が上がったから企業防衛で小さくしていくというのではなしに、おそらくそれは原材料費といったところの問題が大きいのだと思います。賃金が上がったからそこを下げていくという話ではないと思っております。

逆に言ったら、円安誘導をしたことが、かえって輸入国である我々にとっては物価が上がってしまったと。コストが上がってしまうと。その結果として、どうしてもできないので、

どこに持っていったかといった話で、円安などの原因問題等々が入ってくる部分で、賃金が上がったからそこを下げた、量を減らしたという話ではないと思います。

ぜひ考えていただきたいのは、ここをきちっとしていかないと、県内から労働力が逃げていったとき、おそらく人がいなければ、逆に企業の経営そのものが成り立たなくなるのではないかなど。人がいないと回りませんから。そういった意味合いでしたときに、きちっとした賃金の水準というのは、おそらく労働需給環境の中においても市場が決まってくる部分はあると思うのです。そういったものはこの状況で行くと、やはり目安の部分を見ていかないと、鹿児島だけが独立してやっていってる独立県ではないですから。日本という中において、あるいは九州経済圏の中においてどうなんだという部分を考えておかないと。

自分たちの論理だけでいくと、結果として働き手がいなくなる、ひいては企業が成り立たなくなるということにもつながりかねないと思いますから、そこはやはり企業努力の中でどういうふうにコスト、あるいはそういうものを詰めていきながら、そこを確保するかという必要があるのではないかなと思います。

○吉田委員

いいですか。

○石塚部会長

どうぞ。

○吉田委員

当然すごく大事な話で、田所委員も1回話していましたが、やはり企業に支払い能力を超えた賃金が発生して、企業の体力がなくなって倒産なり廃業になると、もっと雇用の受け皿がなくなってしまうので、それこそ県外流出に近くなる。

では、何が基準か、目安なのかはあると思いますけれども、賃金上げてくれで、我々が斟酌していただきたいのは、企業の支払い能力を超える支払いが出てしまうと、当然、それは企業のダメージになるわけで、そこで何が適切なのか。その企業に、当然差はありますし、1円も上げられないと思っているからこそ、見通しが暗い人もたくさんいらっしゃるのでしょうけれど。とはいえ、第4表で、このぐらいはベースアップで上げているので、じゃあ、ボトムアップでここまでは応じなくてはいけないだろうなというラインであって、今回の目

安に関しては、本当に上からおりてきた、根拠のわからない、「経済目標がここにあるから、このためにはしなくてはいけない」という数字で。例えば全国的にそれが今おっしゃったようになってしまって、鹿児島だけ非常に低い数字になると、本当に鹿児島で働く人たちの働きがいが薄くなってしまふのは事実だと思うのです。

やはり支払う余力がなければもともと払えないわけですから、「上がれば景気がよくなって支払余力が出てくるでしょう」と言われ続けて、今もう三、四年、第4表を無視した形の金額が上がっていますけれど、本当に、では景気がよくなって、その比率だけよくなっているのか、ほんとうに企業はそれでうまく循環しているのかというのは疑問だなと思っています。

先ほどおっしゃった「とはいえ今、人手不足で、最賃に捉われずに求人をかけないと人が集まらないだろう」と言われて、実際そうなのですね。今、求人票を見ると、最賃には関係なく、750円とか800円の求人も増えています。

最賃で集めないと、お客様からいただいた金額は変わらないので、利益を考えたらここでしか人が集められないのですね。そうなるとうちも800円を集めようかと言っても、800円を集めたところで採算がとれなくなってしまうのでは意味がない。であれば、仕事しないほうがいいのかということになってしまいます。

であれば、なおさら労使の中で決まっていっぎりのラインで我々は賃金を決めているわけで、最賃はそれを超えてはるかに上がっているなど、今、実感しているところです。

○大島委員

よろしいですか。

○石塚部会長

どうぞ。

○大島委員

目安というか、どれぐらいの上げ幅がいいのだろうかというお話があったかと思うのです

よね。我々は、4表については、前回、4表だけにこだわる必要はないのではないかと、新内委員から提起させていただきまして、4表の持つ意味合いと賃上げの意味合いとは違いますよねと。その中において、4表だけを見ていく話ではないだろうと言っておりました。

また、今日いただきました資料の2ページ目というか1ページ目というか、あけて二つ目のところに、就業別労働者の1人1時間当たり賃金、鹿児島県とありますよね。これで見えていったときに、全労働者としてはどうなんだというのがあるんですけども、平成28年の3月、4月、5月、パートタイム労働者を見ていただきますと、3月では5%、4月では3.2%、5月でも3.3%。ということは、時間当たり3%以上賃金が上がっているということがもう県内でも示されているわけですよ。4表とは全く違う状況で、県内としてはこれだけ賃金を上げないと、特にパートタイマーにおいては生活、あるいは雇用できないのだと示しているのだと思います。

としたときに、4表だけにこだわるのではなしに、こういったところで、5%、3.2%、3.3%、平均すると3.7、8になるんじゃないかと思っております。といったところが実態として上がっておりますよというところを勘案していきますと、やはりそういった実態に等しいところを上げていかない限りは、むやみに我々も上げろと言っているのではなく、こういった実態を踏まえた中で、きちっと論議するべきであって、単に4表だけをもって論議するというのは、やはり資料が少な過ぎることも言えるのではないかと思っております。こういうところも見ながら、実態として3.数%上がるような状況を勘案していかないと、実態にそぐわない論議になってしまうのではないかなと思っております。

○岩重委員

よろしいですか。

○石塚部会長

どうぞ。

○岩重委員

私ども、従来より上げられるところはどんどん上げていって、そして、より競争力をつけていけばいいというお話をさせていただいております。問題は、隣県の話で恐縮ですが、先ほどの熊本阿蘇地方、今、上げられないところにそこを巻き込むのかと。「上げられない

ところは、社員も辞めて、廃業して、これは自然淘汰だから」という論理でいいのであろうかと。

私どもの場合は、おかげさまで地震云々はありませんでしたが、県内離島方面は、我々とはまた違う賃金形態で営まれております。それで離島方面の方々が飢え死にしたかといえ、そうではない。当然、その賃金の中で生活されているだろうと思います。

「鹿児島がこうであるからということで、軒並み離島方面にもそれを遵守するように」というのは、少し荒っぽいやり方ではないかと思えます。

それと、企業というのはやはり、先ほど「賃金と材料費の云々を混同するのはいかがか」という話がありましたけれども、実は同じなんです。総収入があつて、特に製造業においては、人件費が一番大きい科目なので、そこで少しでも上がりますと、売り上げ全体の伸び率はほぼ横ばい、もしくはマイナス基調になっている昨今で、どこかの経費を削らないと企業としては回っていかない。そうしたときに、先行して売り上げは保たなきゃいけないことを考えると、原材料費を少し圧縮して、その上でものづくりをし、そして市場に投入するということにならざるを得ない。

今回の21円という目安、またそれ以上の要求額になりますと、今度は我々の中では、「交通費も今までは見ていたのを、賃金が上がったから、では、交通費は半額、もしくはもう自弁してほしい」といった企業としての経費等々の見直しをしていかざるを得ないだろうという議論もあります。

そういったわけで、先ほど吉田委員が申しましたように、卵が先か鶏が先か。我々は消費税が上がっていく中で、「消費税が上がる、それに合わせて賃金を上げる、そうすることによってGDPの6割を占める個人消費がアップすれば、おのずから企業の収益も上がるではないですか」という議論で、ここ3年ほど一緒に営んできましたけれども、全く改善の余地はなく、またそれに合わせて、今度はこれだけの大災害が発生して足元を引っ張られる。そういうことで、もうそろそろ疲れたかなと。

前回申しましたように、消費税のペンディングが行われたということは、それが全てを言いあらわしているのではないかという気もします。私どもとしてはDIに対しての説明、また、企業の費用対効果の考え方は、ぜひご理解いただきたいということです。

○新内委員

補足の資料があります。

今年の審議に当たって、基本的な部分で、1番目、たまたまなのですけれども、参考人の方、それから今、少し議論になりましたけれども、人口流出の件について、やっぱり賃金が低いところからはよそへ流れていく、他県に人口が流出することがいわれていると。鹿児島は、人手不足感が出ている中で、高卒も大卒も含めると、新卒者の半分ぐらいが県外に就職しているわけですね。これは、そこに働く場所があるとかないとかいう問題もありますから、最賃の問題で解消できるとは思っていません。

それと、基本的には少子化があって、人口も減っていくということもあります。そうすると、鹿児島で今一番大事なのは離職率が大きくなっているということ。それと、少子高齢化とかいろいろなことを考えたときに、やっぱりはっきりしているのが「年収300万円以下ではなかなか結婚もできない」という状況にあるということ。

それから、最後に、1ぽつの下から2行目、島根というのは、昨日、島根が結審をしていて島根の金額を入れようと思っていて、間違っって島根と。鹿児島に訂正をお願いしたいと思います。

それから、1回目のときに、日本の最低賃金自体が低過ぎるということで、円卓会議だとか安倍さんも含めて、審議会にいろいろなプレッシャーをかけられているという状況です。確かに、そのときに物価水準が違うよねという意見もありました。それはそのとおりだと。

次のページ、これが実質の金額を連合のまとめた資料で、それぞれの国のデータをもとに今年の3月時点での為替レートしたときに物価水準があるから、単純にこれで日本が低いとはいえないということではあります。

その次のページを開けていただきたいと思います。これは2014年時点のデータです。これはOECDの調査をもとに、連合でグラフ化をしたものです。赤がOECDの平均です。そこにありますように、フルタイム労働者の賃金の中央値に対して、どれだけ最低賃金の割合があるのかということで、OECDの平均が50.2%、半分ということ。それから見たときに、アメリカは格差社会であるし、自由主義的な国でもありますが、日本は下から4番目、38.9%しかないということ。

これは高ければ高いほどいいとは単純にはいえないとは思いますが、やっぱりそれでも低過ぎる。アジアの中では、お隣の韓国も正規と非正規の格差が大きい国ですけれども、韓国よりも水準は低いということ。こういったものがあって、以前、2004年ぐらいまではほぼ4表だけで議論をしてきた最低賃金が、そこから少しずつ法改正もあって変わったということでもあります。

資料のほうを先に行きますけれども、その次のページが正社員と非正規、正社員以外の違いです。以前言われた非正規については、「家計の主たる担い手ではないのではないですか、だから最賃は少し低くてもいい」という意見がありました。けれども、正社員以外でも半分の方は主たる家計の担い手ということになる。パートタイム労働者は32.5%ということで、補助的な働き方をしている人が約半分以上いるという状況にあるということでもあります。

それから、その次のページは、年収200万円以下が増えている。非正規が増えている。そのうちの大部分が女性ですよということでもあります。

それから、働いているのに貧困ということで、去年も学費の補助を受けていたような、奨学金の問題を含めてお話させてもらいましたが、下のほうにありますけれどもひとり親世帯、これは母子世帯が圧倒的に多いのですが、いろいろな事情で一人で子供を育てる人の総合的な貧困率を調べた結果、日本は、親が働いていない、働けないというほうが正解だと思いますけれども、働けない状況での人は半分以上が相対的な貧困に陥っていると。

ところが、働いていない状況で半分は相対的貧困にあるということですが、アメリカ、カナダとかの諸外国と比べて日本は貧困率が低いといわれていて、日本の福祉がそれなりに機能している証拠だと思います。しかし、日本の上のほうを見ていただきますと、日本の働いている世帯の50.9%は相対的貧困の状況にあると。

つまり、日本は、微妙な差ですけれども、「働くよりも働かないほうが豊かな生活が送れるという状況」、諸外国と全く違う状況にあると。これが全部最賃で解決できるとは思いませんが、働く人の賃金の下支えをしている最賃の意義は、やっぱり大きいのだろうなと思っています。

それから、支払い能力の部分ですけれども、実態賃金、実際、平均賃金も上がっております。今日の局の資料にもありましたように、初任時給の状況です。初任時給は、平均賃金よりも最賃に関係が深いと思っていますが、699円が0.9%。昨日、ハローワークで検索したところ、5,597件の求人がありまして、699円のゾーンに出ているのは0.9%。10円単位でしていますが、720円から29円のゾーンまで入れてもそこまで多くはないと。

そして、その下に前年との資料がありますが、これはベースになっている最賃が違いますので単純に比較はできませんが、800円から999円、800円から1,000円以上というところを見ても、やっぱり割合的には上方へ、上のほうにシフトしているということで、去年とデータの取り方が少し変わっておりますので単純に比較はできませんが、実

態賃金として募集賃金も上がってきているということで、4表を超えた支払い能力は、ここからも見えてきているのだらうなと思っております。

以上です。

○石塚部会長

どうもありがとうございました。

今、労使双方からいろいろなデータを挙げながらそれぞれの主張をしていただきましたけれども、お互いにいろいろな条件についてはもう十分ご理解の上でお話しされていると思いますが、これをどういうふうに考えていくか。

例えば、固定費。使用者側の固定費についても、中身は労働費とそれから原材料費、これがまた業態によっても比率が違うわけですね。そのあたりをどう考えていくかも難しい問題です。

それから、今のお話でいうと、諸外国との比較等々についても、労働法制が違ったり、いろいろな状況がある。

それから、ここは最低賃金を議論するところですけども、一方では非正規雇用化というのが進んでいて、もう全国的に4割を越している状況ですね。それによる影響等々も考えていかなければいけない。

いろいろな要素が複雑に絡み合って、問題が出てきている状況だと思うのですが、それはそうとして、今いろいろ議論、意見が出ましたけれども、ほかにございませんでしょうか。

○大島委員

1点、蛇足かもしれませんが、固定費という部分で、賃金があって、コストがありますよという状況の中で、コストは下げないで、やはり賃金のほうをとというお話もあったかと思っております。

そういった中において、今やっているのは最低賃金をどう引き上げるかという部分で、全員を、例えばこの目安の21円を上げろという話でなしに、一番下のところをどう上げるかという部分で、上の部分のコストについてはほぼ影響がないところが多かったと思います。

ですから、その21円、あるいは20何円が高過ぎるかどうかという論議は、コストの中で考える部分においては、やはりその影響率とかを考えていかないと非常に難しいものがあるって、21円上がる、あるいは目安どおり上がるからといって、それが全部人件費として上

がっていく話ではないということをご理解いただいていると思うのですけれども、どうも聞いていたら、そういう部分が見えてきたりしたもので、そうではないですよねと。

先ほど新内委員からありましたように、今の募集賃金等々を見ていく中においては、逆に言うと、おそらく最低賃金でやっているところというのは、名前の通った大手さん以外はできない状況だと思っております。中小になればなるほど、上げていかないと集まってくれないときに、この最低賃金をどう考えていくか。コスト的な部分はあるかもしれませんが、やはりきちっと上げていきながら、その中でどういうふうに企業として利益を出して、生産性を上げることができるのだろうかという形に持っていかないと、常に、上げ過ぎたからどうのこうのと言っていたら、下げるしか方向がなくなってきます。

そうではなしに、やはり生活できて、なおかつこの会社に勤めてよかったと思えるような状況にしていくことが、労働者側のやる気になって、生産性も上がってきて、結果として収益もついてくるのだと思っておりますので、その辺はぜひご理解いただきたいと思っております。

○吉田委員

当然、最賃は最賃であって、賃金ではないので、それは、我々がお客様に、最賃がこれだけ上がっていると言っても、「それは別に賃金が上がっているわけではないので委託料は変わりませんよ」という論理になっているのですね。最賃イコール賃金ではないのは、当然わかっているながらも、張りついているところはそうならざるを得ない。

いかんせん、今日出していただいた未満率、影響率のところで、目安で行くと3万人を超える人が今回影響を受けるわけで、「賃金ではなくて最賃だけだよ」と言っても、今までの影響率は、過去4年以前はこれを参考にするという話をされていましたが、ここ3年すごいペースで上がっているのです、ある意味、「未満率、影響率は切り捨て」というか、「これだけ影響あるけれど、まあいいよね」と、ここはあまり論議されていないような気もするんです。

3万人と、かなり影響があるというのは、企業としてはそれだけ上げなくてはいけないダメージは当然ながらあるわけで。

○大島委員

どうなのでしょうね。おそらくこの未満率を見ていったら、そういう数になるのだろうと思います。というのは、去年決めたのが694円ですから、そこからどう上に行くかという

のをそれぞれされたと思うのですよね。

感覚的に言って申しわけないんですけども、やはり1月ぐらいに急激に人手不足感が出てきたと思うんです。ずっと僕なども情報誌とかよく見ているんですけども、初任賃金というか採用賃金そのものが、えっというぐらい上がったと思うんです。去年の12月とかのときには、たしか695円で採用していた会社が、急に「あれ？」という間に上がってきたりしています。そういう意味では、本来的に言ったら、逆転していることがあると思うのです、社内で。後から来た人のほうが高いとか。

○岩重委員

そうそう。それが出てくるのですよ。だから……。

○大島委員

としたときに、きちっとそこは最低賃金でどう決めていくかということをしていかないと。後から入った人のほうが高くてもいいのだよという話はないと思うんですよね。

○吉田委員

だからこそ、最賃は賃金ではないけれど、当然賃金体系を社歴だの技術だの改善をしていくところは、下が押し上げれば、全部押し上がってしまうのですよね。

○岩重委員

去年入った人よりも、今年採用した人の賃金のほうがオーバーするわけで、先ほど大島委員がご指摘のように、一番下に張りついている方々だけ上げて、あとはもう暫時いろいろとおっしゃいますけれども、全部スライドして上がっていかざるを得ない。

○大島委員

重々わかっているのですけれども、ただ、そういうものをある程度の幅のところまではですね、実を言うと、鹿児島においては上げていかないといけない実態にきていると、採用賃金とかを見たときに思うわけですね。

ですから、おっしゃっている4表だけの論理だけでは、おそらくいかないのだろうなと思っていますし、実態から考えたときに、やはりどう見ても750円という数字がよく見えて

きますよね、近ごろ。多いところは800円になっていますからね。

○岩重委員

小山田のセブンイレブンももう今募集で800円を超えています。それでも来ないですからね。じゃあ、幾ら上げたら来るのっていっても、いわば行きたくないっていう話だけのことで、やっぱり賃金が全ての労働意欲にリンクしているとは思えない気がします。

○大島委員

全てにはリンクしていないですけども、一つの要素ではあります。

○石塚部会長

大体議論は出尽くしていると思います。

今日は、使側から金額提示が具体的にありました。これは、6円ということですね。6円プラスという金額提示がありました。

それから、労側につきましては、前回27円という金額提示がありましたが、この具体的な金額につきましては、ご意見とか、ご質問はございませんか。

○新内委員

今、使側から6円と、4表をベースに6円というのが出てますが、これまでに他局の情報というのは、鹿児島では。

○石塚部会長

他局の審理状況がわかりますかね。

○西田賃金室長

昨日現在で3県、結審しておりまして、富山がBランクですけど目安どおり。Cランクの新潟が目安どおり。Dランクの島根が目安プラス1円となっているということです。

○石塚部会長

はい。

○新内委員

採決の状況は。

○西田賃金室長

採決の状況は、一応3局とも全会一致と聞いております。

○新内委員

あと専門部会だけでいくと、愛知が目安どおり25円で。これも昨日だと思います。ここは専門部会、6条5項を適用してなかったと思いますので、本審をしないといけないということ。

○石塚部会長

そうすると、今結審しているところは3県で、目安どおりが2件と、あと島根は目安プラス1円で、全会一致でやっている。

それから今新内委員の情報によると、愛知は専門部会レベルでは25円、案の金額でいっていますね。

というのが、今のところの他局の状況だそうです。

現状、27円と6円と、具体的な金額ではかなり乖離があるわけですが、これにつきましては、ほかにご意見はないですかね。

(意見なし)

○石塚部会長

今、いろいろご意見が出されて、その中で、この金額が決められているということがあると思うのです。

ただ、このままだと開きがあるので、それを調整していかなければいけないのですが、今、金額を出していただいたばかりで、なかなかそのあたり難しい部分もあると思うのですけれども、これを決めていかなければいけないということです。

おそらく平場で意見を交換していても平行線になると思いますので、ここからもし可能で

あれば個別協議に入りたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○石塚部会長

それでは、公労、公使で個別協議を別途やりたいと思います。

(公労協議)

(公使協議)

(公労協議)

(公使協議)

○石塚部会長

それでは平場に戻します。

労使双方のご意見をお聞きしましたが、双方のご意見には少しまだ隔たりがございますので、お互いどれだけ歩み寄れるかご検討いただき、明日の専門部会に臨んでいただければと思います。

最後の議題の「その他」ですが、事務局より何かありますか。

○平松室長補佐

明日もこの場所で10時から、第3回専門部会開催となりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○石塚部会長

それでは、今回は、明日5日金曜日午前10時から開催いたします。

最後に議事録署名者を指名しますが、労側は新内委員、使側は吉田委員にお願いします。

本日は、これで閉会します。ありがとうございました。

議事録署名

部 会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
